

## ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	3	開封日	平成30年5月15日
ご 意 見			
<p>祝日も、燃えるゴミを収集してほしいです。</p>			
回 答			
<p>日頃から、人吉市の行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>ひらめき箱へ寄せられた御意見につきまして、担当課の環境課からお答えいたします。</p> <p>「祝日も燃えるごみを収集してほしい」とのご意見でございますが、現在、本市の家庭ごみ収集における燃えるごみにつきましては、市内の全町内を2班に分け、1班を月・木に、もう1班を火・金に指定して実施しているところでございます。(水曜日は全町内の資源ごみ収集日)</p> <p>収集した燃えるごみは人吉球磨広域行政組合が運営するクリーンプラザ(焼却場)へ直接搬入しておりますが、クリーンプラザの営業日は「祝日・振替休日を除く日曜日から金曜日まで」となっておりますことから、基本的に現在「月曜日から金曜日までの平日」に収集及び搬入を行っている状況でございます。</p> <p>従いまして、焼却場が休場日には基本的に収集は行っておりませんが、収集日の間隔が長くなならないよう、下記のとおり祝日や振替休日にも収集を行っておりますので、今後とも御理解と御協力をよろしくお願いいたします。</p>			
<p>【平成30年度収集実施予定日】</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>4月30日</u> (月：昭和の日の振替休日) ※終了</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>7月16日</u> (月：海の日)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>9月17日</u> (月：敬老の日)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>9月24日</u> (月：秋分の日振替休日)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>10月 8日</u> (月：体育の日)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>12月24日</u> (月：天皇誕生日振替休日)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>1月14日</u> (月：成人の日)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>2月11日</u> (月：建国記念の日)</p>			
<p>この度は、貴重な御意見、誠にありがとうございました。</p>			
<p>【情報掲載の相談窓口】 環境課廃棄物対策係 電話：0966-22-2111 (内線 2712・2711)</p> <p style="text-align: right;">メール：kankyou@hitoyoshi.kumamoto.jp</p>			

## ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	4	開封日	平成30年5月15日
ご意見			
<p>横断歩道で子供と立って待っていたら女性消防車にのった市役所職員の人 が止まらず素通りされてそのすぐ後ろの一般車はすぐ止まってくれて横断で きました。もっと人に優しい運転をされたらいいのになと思いました。</p>			
回答			
<p>この度は、横断歩道を渡ろうとされている際に、職員の運転する公用車が 一時停止せずに、通過してしまったとのことで、誠に申し訳ございません。</p> <p>女性消防隊用の公用車は、緊急時以外は、市の業務を行うための公用車と して使用しており、不特定の職員が運転しておりますことから、職員の安全 運転を管理する総務課から回答させていただきます。</p> <p>横断歩道においては、歩行者等がいる時は、一時停止をして、歩行者等の 通行を妨げないようにしなければならないことは、道路交通法第38条に規 定されており、取締りの対象とされております。</p> <p>今回、一時停止をしなかったのは、道路交通法の認識不足に加え、御意見 にもありますように、マナーの遵守や優しい運転の配慮への意識が低かった ことが起因していると考えられます。</p> <p>御意見を受けて、全職員に対し、交通法規の遵守、安全運転の徹底はもと より、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する公務員として、日頃 から法令を遵守し、市民の皆様の信用を失うことのないよう行動するように、 周知したところでございます。</p> <p>この度は、貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。今後とも、 お気づきの点等ございましたら、遠慮なく御意見・御指摘等いただきますよ うお願いいたします。</p>			